

給油取扱所に設置する非常用発電設備の基準＊

給油取扱所に設ける内燃機関による発電設備に関する基準は、次によること。

1 共通基準

- (1) 非常用にのみ用いられるものであること。
- (2) 発電設備は鋼板等の不燃材料で覆われたキュービクル形状のもの（エンクロージャ一式のものを含む）とすること。ただし、容易に移動することができる可搬式の発電機の場合または、耐火構造又は不燃材で区画された専用室に設置する場合はこの限りでない。
- (3) 発電機の 1 日あたりの取扱量数量、または燃料タンクが一体のものの燃料タンクの容量はその他の給油取扱所の附随設備に収納する危険物の総和と合算し指定数量未満とすること。
- (4) 本市火災予防条例第 15 条の例によるものであること。
- (5) 発電設備を建築物の内部に設ける場合の建築物の用途は省令第 25 条の 4 項第 1 項 1 号の用途として取り扱うこと。ただし、整備室内に発電設備を設置する場合は省令第 25 条の 4 第 1 項第 3 号の用途に従属するものとみなす。
- (6) 発電設備を設置する建築物は政令第 17 条第 1 項第 16 号、第 17 号、20 号の基準に適合させること。
- (7) 発電設備を設置もしくは使用する場所は、第 14（給油取扱所の基準）・2・(15) に定める危険場所以外の場所とすること。
- (8) 発電設備を設置もしくは使用する場所は、固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表 1 に掲げる固定給油設備の区分に応じてそれぞれ同表に定める距離以上、かつ、道路境界線から 2m 以上離れた場所であること。

ただし、不燃材料で造られた床又は発電機以上の高さの塀で囲まれたものの内部に設ける場合は、この限りでない。

表 1 発電設備と固定給油設備の離隔

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4m
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が 3m 以下のもの	4m
	最大給油ホース全長が 3m を超え 4m 以下のもの	5m
	最大給油ホース全長が 4m を超え 5m 以下のもの	6m

2 建築物の屋上に設ける場合

- (1) 敷地境界及び道路境界から 3m 以上離れた位置に設けること。
- (2) 発電設備の火災、危険物の漏えい等の災害時に、従業員が階段、梯子等により、速やかに屋上に駆けつけることができるものであること。
- (3) 屋上若しくは屋上での火災時に容易に消火器を搬送できる位置に消火器を設置すること。
- (4) 発電設備の下部をオイルパン形状とするなど、漏れた危険物が施設外に流出しない為の措置を講ずること。
- (5) 発電設備の荷重を建築物の屋根に加えた上で構造計算を行い、建基法で定められる中程度（稀に発生する）の地震に対して損傷が生じないこと及び最大級（極めて稀に発生する）の地震力に対して倒壊・崩壊しないものであること。
- (6) 発電設備の荷重を建築物の屋根に加えた上で構造計算を行い、建基法で定められる中程度の積雪荷重・風圧力に対して損傷が生じないこと及び最大級の積雪荷重・風圧に対して、倒壊・崩壊しないものであること。

3 容易に移動が可能な可搬式の発電設備を設ける場合

- (1) 発電機は、火災予防上支障のない場所に保管すること。
- (2) 発電機を使用する場所は、屋外等換気のよい場所とするとともに、当該場所には発電機を使用する場所であることが分かる表示をすること。
- (3) 「給油取扱所における災害時緊急用発電機等の設置について」（平成 19 年 3 月 23 日付け事務連絡）の内容に留意すること。

4 上部に上階を有する屋内給油取扱所に発電設備を設置する場合

省令第 25 条の 10 柱書に規定する措置が講じられた、上部に上階を有する屋内給油取扱所に発電設備を設ける場合の措置は、前記 1 及び 3 によるほか、省令第 25 条の 10 第 1 項第 1 号に規定する固定給油設備等の設置基準に準じ設置すること。